

津市人権擁護等関係補助金交付要綱

令和４年３月３１日訓第４９号

（趣旨）

第１条 この要綱は、本市における人権及び平和に関する施策の推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の目的等）

第２条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

（交付申請の期限等）

第３条 規則第３条第１項の別に定める期日及び同項第４号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

（申請の取下げ）

第４条 規則第７条の市長が定める期日は、補助金の交付の申請をした者が規則第６条各項の規定による決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過する日とする。

（実績報告）

第５条 規則第１２条の規定による実績報告書（規則第６号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して２０日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

（委任）

第６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和４年４月１日から施行する。